

尾道市土木工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、市が行う土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工事関係図書
- (2) 実施状況
- (3) 出来形、品質及び出来ばえ

(検査の準備)

第3条 検査等の円滑化を図るため、検査実施に当たっては、原則として次に掲げる書類、器具等を準備するものとする。

- (1) 書類
 - ア 施工計画書
 - イ 施工図
 - ウ 出来形及び品質管理の資料
 - エ 工程管理の資料
 - オ 工事写真
 - カ その他必要と認められる書類
- (2) 検査に必要な器具等
- (3) 検査時に必要とする交通整理員及び交通安全器具
- (4) 工事完成区間内の側点、側点距離及び主要構造物の各種寸法のペイント等による明示

(検査の方法及び基準)

第4条 検査の方法及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 工事関係図書(施工計画書、実施工程表、施工図等、工事の記録、その他必要と認められる書類等をいう。)の検査は、当該書類の整備状況を設計図書及び仕様書等(共通仕様書、指針、基準をいう。以下「設計図書等」という。)と対比して、適否を判定するものとする。
- (2) 実施状況の検査は、施工管理(施工計画、工程管理、出来形管理、品質管理、工事写真等その他の施工状況に関する各種の記録等をいう。)及び現場管理(仮設計画、安全管理、現場内の整備状況等をいう。)の状況を設計図書等と対比し、別表1に掲げる事項に留意して、施工内容の適否を判定するものとする。
- (3) 出来形、品質及び出来ばえの検査は、実地において次のとおり行うものとする。
 - ア 出来形及び品質
設計図書等と対比して、別表2及び別表3に掲げる検査基準に基づき適否を判定するものとする。
ただし、特別な事由により実地にて検査できない場合は、工事写真、出来形及び品質管理の記録等

により、適否を判定することができるものとする。

イ 破壊検査

外部からの観察及び施工管理の資料等により適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて最小限度を破壊して検査を行うものとする。

ウ 出来ばえ

仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により適否を判定するものとする。

- 2 検査員が特に必要と認めた場合には、別表2及び別表3に掲げる以外の事項を指定して検査することができる。
- 3 図面及び特記仕様書等で管理基準(規格値、施工管理基準、管理方法をいう。以下同じ。)が示されている場合は、当該管理基準を優先するものとする。
- 4 別表2及び別表3に定めのないものについては、広島県土木工事共通仕様書に準拠するものとする。
- 5 工事内容により、本基準を適用することが不適当な場合は、適用除外とする。

(検査の合否判定)

第5条 検査の合否判定の基準は、次によるものとする。

- (1) 観察により適合し、かつ、測定値又は施工管理の資料による値が、規格値以内である場合は合格とする。
- (2) 測定値又は施工管理の資料による値が、規格値の上限を上回った場合は、機能上支障がなければ合格とする。
- (3) 観察により、不適合がある場合及び測定値又は施工管理の資料による値が、規格値の下限を下回った場合は、不合格とする。
- (4) 各工種において、測定値及び施工管理の資料による値が、規格値内であっても、すべて基準値を下回る場合は、不合格とする。

付則

この技術基準は、平成23年10月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

工事実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
2	工事施行状況	施工計画書、工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗状況
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体系図、 施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表2 (第4条関係)

出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
共 通	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、 延長 1箇所以上 / 施工延長250枚につき (ただし、2箇所以上 / 施工延長250枚以下の場合)
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、 延長 1箇所以上 / 施工延長200mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長200m以下の場合)
		基礎工	基準高、根入長、偏心量 1箇所以上 / 1基又は1目地間当り
		石・ブロック積 (張)工	基準高、法長、厚さ、延長 1箇所以上 / 施工延長100mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長100m以下の場合)
	一 般 舗 装 工	路盤工	基準高、幅 1箇所以上 / 施工延長200mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長200m以下の場合)
			厚さ 1箇所以上 / 施工延長1kmにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長1km以下の場合)
		舗装工	基準高、幅 横断勾配、平坦性 1箇所以上 / 施工延長200mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長200m以下の場合)
			厚さ 1箇所以上 / 施工延長10,000㎡につき (ただし、2箇所以上 / 施工延長10,000㎡以下の場合)
	地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長 1箇所以上 / 施工延長200mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長200m以下の場合)	
	土工	基準高、幅、法長 1箇所以上 / 施工延長200mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長200m以下の場合)	
	コンクリート擁壁工 水路工 側溝工	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長 1箇所以上 / 施工延長100mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長100m以下の場合)	
	河 川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、 法長、延長 1箇所以上 / 施工延長200mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長200m以下の場合)
		浚渫(川)	基準高、幅、深さ、延長 1箇所以上 / 施工延長200mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長200m以下の場合)
樋門、樋管 水門		基準高、幅、厚さ、高さ、 延長 水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき 構造図の寸法表示箇所の任意部分 2箇所以上 / 函渠は同種構造物ごと	
海 岸	堤防護岸 突堤・人工岬 海岸堤防	基準高、幅、厚さ、高さ、 法長、延長 1箇所以上 / 施工延長200mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長200m以下の場合)	
	浚渫(海)	基準高、幅、深さ、延長 1箇所以上 / 施工延長200mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長200m以下の場合)	

出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント、 間隔、堤長	1箇所以上 / 5ジョイントにつき
	フィルダム	基準高、外側境界線	1箇所以上 / 5側点につき
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	1箇所以上 / 施工延長100mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長100m以下の場合)
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、 支間(スパン)長、変位	スパン長は各スパンごと その他は、同種構造物ごとに1基以上につき 構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間 距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の 任意部分 その他は、5径間未満は2箇所以上 5径間以上は、2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋 上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の 任意部分 その他は、5径間未満は2箇所以上 5径間以上は、2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、 深さ、間隔、延長	両抗口を含めて1箇所以上 / 施工延長100mにつき (ただし、両抗口を含めて、3箇所以上 / 施工延長200m 以下の場合)
下 水 道	シールド工管渠	基準高、延長、中心線の ずれ、仕上がり内径、二次 覆工厚	基準高、仕上がり内径は、1施工箇所に2箇所以上 その他は、適宜実施
	推進工管渠	基準高、延長、中心線の ずれ、幅、高さ	基準高は、1施工箇所に2箇所以上 その他は、適宜実施
	開削工管渠	基準高、延長、中心線の ずれ、幅、高さ	基準高は、1施工箇所に2箇所以上 その他は、適宜実施
	マンホール ポンプ場 終末処理場	工種に応じ、基準高、幅、 厚さ、深さ、長さ、高さ等	構造物ごとに適宜決定

出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
港 湾	防波堤、護岸、 物揚場、岸壁	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	1箇所以上 / 施工延長100mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長100m以下の場合)
	浚渫工 置換工	基準高、幅、延長、 法勾配	側線、間隔は適宜決定
	捨石工	基準高、幅、延長、	1箇所以上 / 施工延長100mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長100m以下の場合)
	ケーソン コンクリート ブロック	製作形状寸法、基準高、 法線の出入、延長	製作形状寸法は、寸法表示箇所の任意部分 1箇所以上 / 施工延長100mにつき (ただし、2箇所以上 / 施工延長100m以下の場合)
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、 厚さ、高さ、深さ、法長、 長さ等	同種構造物ごとに適宜決定

- 備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別な理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。
- (2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。
- (3) この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。

別表3 (第4条関係)

品質検査基準

工 種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。(コンクリート構造物については、シュミットハンマー等その他の方法で表面強度を判定する。)	
	土工	(1) 土質・岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は設計図書と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。	
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度及び舗装温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

備考 この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。